

プログラム情報

【表紙】	プログラム情報
【公表書類】	2026 年 8 月 6 日
【公表日】	独立行政法人国際協力機構
【発行者の名称】	理事長 田中明彦
【代表者の役職氏名】	東京都千代田区二番町 5 番地 25
【本店の所在の場所】	03 (5226) 9279
【電話番号】	財務部有償財務課
【事務連絡者氏名】	国際協力機構債券
【有価証券の種類】	2026 年 8 月 7 日から 2028 年 8 月 6 日まで
【発行予定期間】	該当事項なし
【発行残高の上限】	
【公表されるホームページのアドレス】	http://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/announcement/index.html
【有価証券報告書又は発行者情報の提出状況】	該当事項なし

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO—BOND Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO—BOND Market の上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、プログラム情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 2 TOKYO PRO—BOND Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載される TOKYO PRO—BOND Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 3 東京証券取引所は、プログラム情報の内容（プログラム情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、損害賠償責任その他の一切の責任を負いません。
- 4 このプログラムに基づき独立行政法人国際協力機構（以下、「当機構」という。）が発行する国際協力機構債券は、金融商品取引法第 3 条に規定される適用除外有価証券に該当します。上記国際協力機構債券に関して、同法第 27 条の 31 に規定される特定証券情報は作成されず、このプログラム情報は特定証券情報を構成しません。

第一部【証券情報】

1. 新規発行債券

銘	柄	未定	債券の総額	未定
記名・無記名の別		-	発行価額の総額	未定
各債券の金額		未定	申込期間	未定
発行価格		未定	申込証拠金	未定
利率		未定	払込期日	未定
利払日		未定	申込取扱場所	未定
償還期限		未定	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
募集の方法	一般募集			
利息支払の方法	未定			
償還の方法	未定			
担保	保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）		
	その他の条項	該当事項なし		

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付本債券は、株式会社格付投資情報センター、及びムーディーズ・ジャパン株式会社から格付取得予定です。 2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。 3. 募集の受託会社 (1) JICA 法第 32 条第 8 項に基づく本債券の募集の受託会社は、未定とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 4. 期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から 5 営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 5. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。 6. 公告の方法 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
------------	--

摘 要	7. 債券原簿の公示 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。 8. 発行要項の変更 (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。 9. 本債券の債権者集会 (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。 (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (3) 債権者集会は、東京都において行う。 (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。 ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。 ③決議が著しく不公正であるとき。 ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。 (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。 (12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。
------------	--

	10. 元利金の支払 本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA 法第 32 条第 9 項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。 11. 募入方法 未定 12. 発行代理人及び支払代理人 未定
--	---

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものは、以下のとおりです。

東京証券取引所の作成する「主幹事証券会社リスト」に登録されている証券会社 1 社以上を含む証券会社 1 社または複数社

3. 新規発行による手取金の使途

（1）新規発行による手取金の額

未定

（2）手取金の使途

JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

第二部【企業情報】

第 1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構の 2021 年度から 2025 年度までの経営成績（法人単位）は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

事業年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
経常収益	426,107	385,961	521,098	481,890	523,060
経常費用	356,630	378,150	450,619	457,056	473,238
経常利益 ※1	69,476	7,811	70,479	24,834	49,822
臨時利益	24,593	91	138	73	91
臨時損失	134	96	186	90	65
当期総利益	94,545	57,023	78,141	30,088	51,491
資本金 ※2	8,310,588	8,357,430	8,405,270	8,486,600	8,544,980
純資産額 ※3	10,232,047	10,270,216	10,397,227	10,507,412	10,624,587
総資産額	14,597,822	15,859,793	17,544,035	18,686,989	20,206,097
業務活動によるキャッシュ・フロー	△114,259	136,775	79,961	73,695	280,722
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,054	△3,000	△62,392	45,952	△114,812
財務活動によるキャッシュ・フロー	46,834	46,651	47,605	81,205	58,224
資金期末残高	421,090	600,717	673,986	861,123	1,096,907

（指標等の説明）

※1 経常利益（又は経常損失）＝経常収益－経常費用

※2 資本金＝政府出資金

※3 純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金＋評価・換算差額等

2. 沿 革

年 月	国際協力事業団（JICA）	旧国際協力銀行（JBIC） 海外経済協力業務
1954 年 10 月	コロンボプラン加盟、日本の経済協力事業の開始	
1961 年 3 月		海外経済協力基金（OECF）設立（日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立）
1962 年 6 月	海外技術協力事業団（OTCA）設立	
1963 年 7 月	海外移住事業団（JEMIS）設立	
1966 年 6 月		OECF 初の円借款契約を締結（対韓国）
1974 年 8 月	国際協力事業団（JICA）設立（OTCA、JEMIS、（財）海外貿易開発協会の鉱工業投融资事業、（財）海外農業開発財団の人材養成事業を統合）	
1999 年 10 月		日本輸出入銀行と OECF の統合により、国際協力銀行（JBIC）設立
2007 年 5 月		円借款供与国数が 100 か国到達

年 月	国際協力機構（JICA）
2003 年 10 月	独立行政法人国際協力機構（JICA）設立
2008 年 10 月	独立行政法人国際協力機構は、10 月 1 日付でそれまでの技術協力に加え、旧 JBIC の海外経済協力業務（現在の有償資金協力業務）と、外務省の無償資金協力業務の一部を承継。（旧 JBIC の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫に承継され、2012 年 4 月 1 日に同公庫から分離して株式会社国際協力銀行となりました。）

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）の定めるところにより、2003 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構は、2006 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及びこれに基づき 2006 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号。以下、本法律施行後の独立行政法人国際協力機構法を「JICA 法」といいます。）の定めるところにより、2008 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務（当機構では「有償資金協力業務」といいます。）及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

当機構の目的は、JICA 法第 3 条において、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」といいます。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

2025 年 4 月 17 日「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が施行されました。改正された点は、①民間資金動員の促進として、金融手法の拡充（債券取得、信用保証等の導入）と成果連動型海外投融資の導入、②国内外の課題解決力を有する主体との連携強化として、草の根技術協力のパートナー拡充、無償資金協力の迅速性強化、③柔軟で効率的な JICA 財務の実現として、政府以外の主体（国際機関等）からの長期借入等です。

詳細は、外務省ホームページをご確認ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/dapc/pagew_000001_00001.html

(2) 資本金の構成

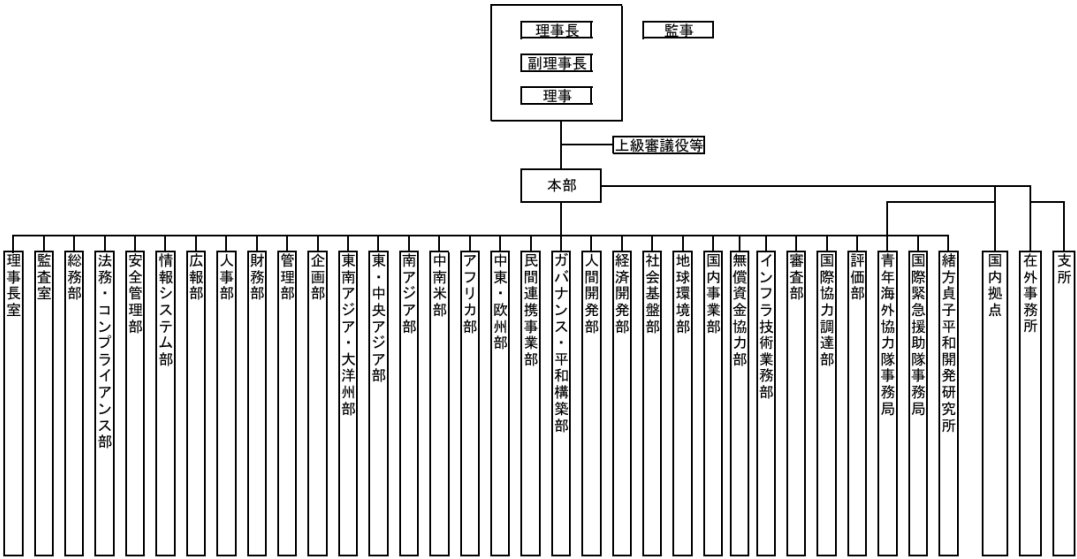
当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、2008 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継いたしました。JICA 法附則第 2 条第 7 項に基づき、当機構が旧 JBIC より承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、2008 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、2009 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

当機構の資本金は 8 兆 5,449 億円（2026 年 2 月末時点）です。

(3) 組織図 (2026 年 5 月 1 日時点)

独立行政法人国際協力機構の機構
(2026年5月1日)



(4) 日本政府・国家機関等との関係について

① 主務大臣について

当機構の主務大臣は次のとおりとされています（JICA 法第 43 条第 1 項）。

(ア) 管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除きます。）については、外務大臣

(イ) 管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大臣及び財務大臣

(ウ) 管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、理事長及び監事の任命（通則法第 14 条）及び解任（通則法第 23 条）、業務方法書の認可（通則法第 28 条）等を行います。また、業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせること、又は業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます（通則法第 64 条）。

② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し（通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項）、副理事長及び理事は理事長が任命します（同条第 4 項）。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます（通則法第 23 条）。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命若しくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条第 5 項及び第 23 条第 4 項）。

③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められています（通則法第 29 条）。当機構は主務大臣より指示を受けた当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります（通則法第 30 条）。なお、第 5 期中期目標及び第 5 期中期計画（中期目標期間：2022 年 4 月～2027 年 3 月）は以下から参照できます。

「独立行政法人国際協力機構中期目標」（第 5 期）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

「独立行政法人国際協力機構中期計画」（第 5 期）

https://www.jica.go.jp/Resource/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/chuki_keikaku06_01_01.pdf

④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条、第 22 条第 5 号及び第 30 条の 3 に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年 2 回行われる実地検査があり、検査結果は毎年 1 回会計検査院から内閣へ送付され内閣より国会に提出されます。また、議院等から国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請に係る事項につき会計検査院による検査が行われます。

⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律第 56 号）が 2003 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、2003 年度より主務大臣から金融庁に検査権限の一部が委任されて、旧 JBIC は金融庁の検査対象となりました。当機構の有償資金協力業務についても引き続き検査対象となっています（JICA 法第 39 条）。

⑥ 財務面での政府関与

(i) 予算制度

当機構では、JICA 法第 17 条により、

(ア)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（以下「一般勘定」といいます。）

(イ)有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」といいます。）

に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外務省 ODA（政府開発援助）一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によるとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機関予算として主務大臣を経由して、財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、国会において議決されます。

(ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加して出資することができます（JICA 法第 5 条第 2 項）。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます（通則法第 46 条）。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入を行うことができます（通則法第 45 条）。

当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入又は国際協力機構債券を発行することができます（JICA 法第 32 条）。

また政府は、予算の範囲内において、国際協力機構債券に係る債務について、保証契約を行うことができます（JICA 法第 34 条）。

(iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり、同勘定の資本金及び準備金の合計額の 3 倍に相当する額までとなっています（JICA 法第 33 条）。また、当機構は毎事業年度の債券発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません（JICA 法第 32 条第 3 項）。

(iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条）。また、有償資金協力勘定においては、半期ごとに財務諸表を作成し、当該半期経過後 2 月以内又は当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています（JICA 法第 28 条）。当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています（通則法第 39 条）。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならず（通則法第 41 条）、主務大臣により選任されます（通則法第 40 条）。

(v) 民間金融機関との関係（有償資金協力業務）

有償資金協力業務においては、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず（JICA 法第 14 条第 1 項）、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合（同条第 2 項）及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合（同条第 3 項）に限り、必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資することができますとされています。

(5) 開発途上国政府、国際援助機関、市民社会、民間企業との関係

当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフへのアドバイスや技術的な支援のほか、研修・招聘を通じた人的ネットワークの構築を行っており、また、海外の援助機関とも協働して援助方針の調整や事業等を行い、開発途上国の開発計画づくり、人材育成と経済・社会発展に協力しています。他援助機関との関係については、国連機関（国連開発計画（UNDP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等）、国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、

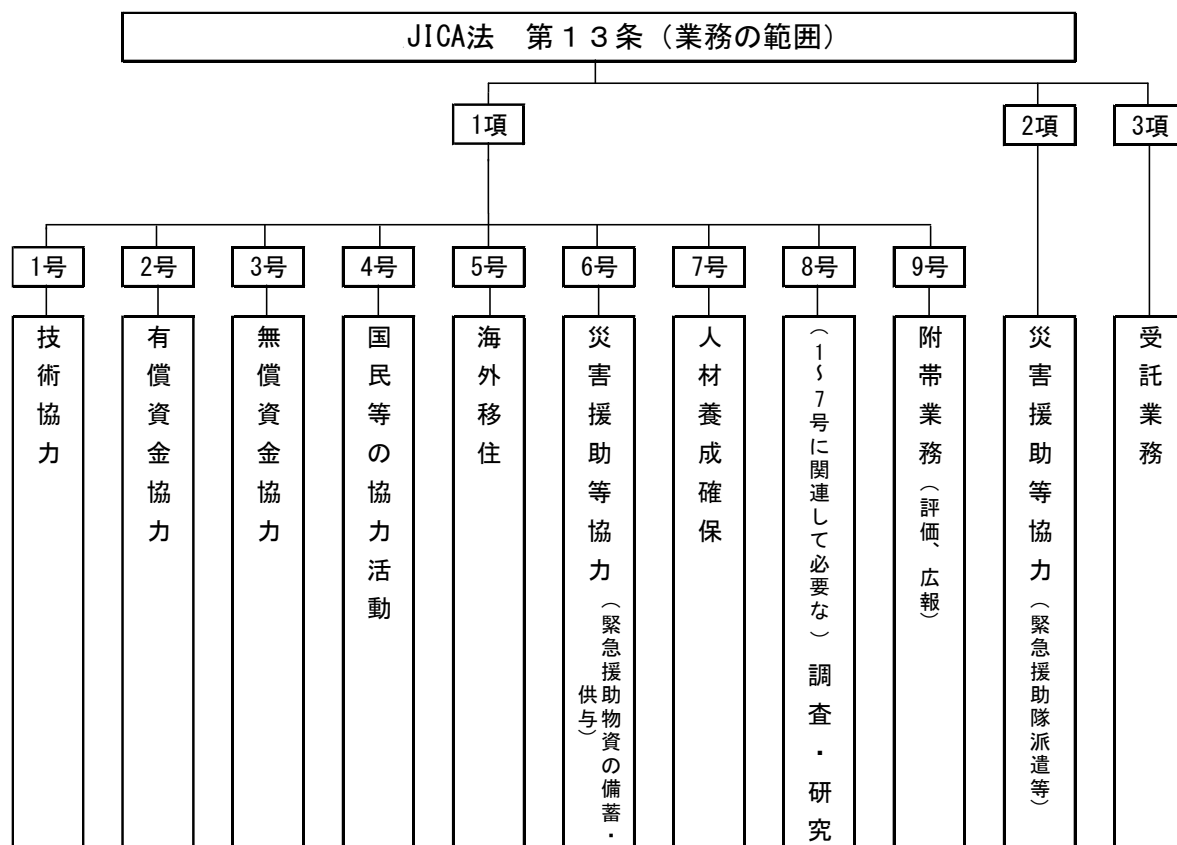
アフリカ開発銀行（AfDB）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）等）及び二国間援助機関（ドイツ国際協力公社（GIZ）、ドイツ復興金融公庫（KfW）、フランス開発庁（AFD）、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金（EDCF）等）や新興ドナー（中国輸出入銀行、タイ周辺国経済開発協力機構（NEDA））等との間で、トップマネジメント・レベル及び実務・現場レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換や人材交流等を行っています。こうした開発途上国政府や援助機関との協力関係の構築は、ノウハウや知見の共有だけでなく、開発効果の最大化や成果の持続性の点から高い意義があります。たとえば、他援助機関との協調融資による事業の実現・拡大や、相手国政府・援助機関間での調達・財務管理手続きの調和化等の取り組みは、開発効果をより増大させるとともに、開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、効率的な事業の実施と開発途上国政府のオーナーシップの向上に繋がっています。

当機構は地方自治体、大学、NGO、民間企業との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。特に、開発途上国の社会経済開発における民間部門のプレゼンスの増大と、SDGs の経営戦略への取り込み等の民間企業の活動の変化に伴い、民間部門との連携を強化しております。2008 年 10 月の新 JICA 発足を機に民間連携室（現民間連携事業部）を設置して以降、民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化しており、2025 年 4 月には JICA 法を一部改正し、民間との連携をさらに促進します。そして、周辺環境整備（企業活動に関連する周辺的なニーズへの対応（インフラ整備のみならず、政策・制度整備や人材育成を含む））、海外投融資、中小企業等の海外展開支援、その他 CSR 活動や開発途上国の社会的・経済的課題の解決に貢献するビジネスとの連携等、民間企業との連携を通じて、開発途上国と日本との双方の発展に貢献する取り組みを行っています。また、2019 年には、JICA は「民間企業との連携強化方針」を策定し、企業との共創を通じた開発効果の拡大及び地方創生を含む我が国経済への貢献に向けた体制整備等の取り組み方針を定めています。

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

当機構は、2008年10月1日付で旧JBICの海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、JICA法第13条に以下のように定められております。主な事業については、以下の①～⑥のとおりです。



① 技術協力（JICA法第13条第1項第1号）

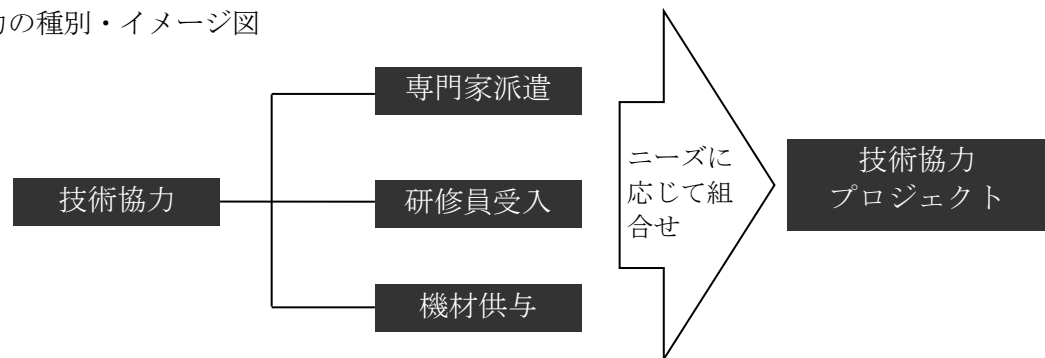
技術協力は、日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上地域の経済社会開発の担い手となる人材の育成や組織能力の強化、制度づくりの支援を行う協力のことです。技術協力の種類は次のように大別されます。

- ・ 専門家派遣：開発途上国に日本人専門家（必要に応じ第三国の専門家）を派遣し、当該国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及等を実施。
- ・ 研修員受入：開発途上国で開発の中核を担う人材に対して、必要な技術や知識に関する研修を実施（主に日本、必要に応じ相手国や第三国でも実施）。
- ・ 機材供与：専門家等が効率的な協力を実施するにあたって、必要な機材を相手国に供与。
- ・ 技術協力プロジェクト：一定の成果を一定の期間内で達成することを目的に、予め合意した協力計画に基づき、目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を最適な形で組み合わせて実施。
- ・ 開発計画調査型技術協力：政策立案や公共事業計画策定の支援を行いながら、開発途上国の行政官等に対し、調査・分析手法や計画策定手法の技術移転を実施。

協力分野は、農業開発、運輸交通、産業開発、保健医療、教育に加え、近年では、環境保全、気候変動対策、DX、法整備、公共財政管理、金融市場開発、平和構築・復興等多様化しています。その広範な分野で日本の技術やノウハウを相手国の指導的役割を担う人材に伝え、それが相手国の組織・社会に広く伝播することにより、相手国の発展に寄与することを期待していま

す。また、技術協力は“人を介した協力”であるため、両国国民レベルでの相互理解に大きな役割を果たしています。

技術協力の種別・イメージ図



② 有償資金協力（JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号）

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件（譲許的な条件）で開発資金を貸付ける形態の資金協力のことを指し、「円借款」と呼ばれる開発途上国の政府若しくは政府機関・地方公共団体、又は国際機関向けの融資業務と、「海外投融資」と呼ばれる民間部門等への出資・融資業務が存在します。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信等の経済社会発展を支える基幹インフラの整備が不十分です。また、貧困層の拡大に加え、先般の新型コロナウイルス等の感染症、気候変動、大気や水の汚染、紛争・テロ等の地球的規模の問題も顕在化しています。開発途上国が上記の課題を克服し、経済的自立を達成するためには、経済社会基盤の底上げが必要ですが、開発途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難です。

円借款は、開発途上国に対して譲許的な条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取り組みを支援しています。資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップ・自助努力をより一層後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。円借款の種類はニーズによって様々なものがあり、次のように大別されます。

1) プロジェクト型借款

- ・ プロジェクト借款：道路、鉄道、港湾・空港、発電所・送電網、上下水道や灌漑設備の建設等、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や土木工事等の実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。
- ・ エンジニアリング・サービス借款：プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成等）を本体業務に先行して融資するものです。プロジェクト借款と同じく、フィージビリティ調査（Feasibility Study:F/S）等が終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。
- ・ 開発金融借款（ツー・ステップ・ローン）：借入国の政策金融制度のもと、開発銀行等の当該国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業等の特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金が渡るまでに 2 つ以上の金融機関を経由する手順となるため、ツー・ステップ・ローン（Two Step Loan:TSL）とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与できるとともに、金融機関を仲介させることによって、当該金融機関の能力強化や金融セクター開発を図ることができます。
- ・ セクターローン：複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画実施のために必要な資機材、役務及びコンサルティング・サービスの費用を融資します。対象セクターの政策、制度改善にもつなげます。

- ・ セクタープロジェクトローン：同一国・同一セクター等の複数の個別案件に対して、一つの交換公文で包括的に円借款供与を表明するものです。個別の案件の借款契約は準備が整った時点で署名されます。
- ・ 成果連動型借款：借入国が自らの制度に基づき実施する各種事業計画について、成果に基づき融資することで直接的・包括的に支援を行うものです。政策・制度改革より下位の実施レベルに該当する活動を支援することが可能です。支援対象事業計画に含まれる貸付実行対象となる成果の指標及び、その進捗に応じた貸付実行額を融資契約で規定します。

2) プログラム型借款

開発途上地域に対して、当該地域の経済開発計画や政策制度の改善を支援するものです。特定のプロジェクトを対象に貸付を行うプロジェクト型借款とは異なり、借入国と JICA で合意した政策アクションの達成状況を踏まえて資金を融資します。近年は、その方向性に沿った改革項目が相手国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約を締結、資金を供与し、相手国予算に組み込まれるタイプのものが主体となっています。この借款は、世界銀行等の国際開発金融機関と協調して融資するケースが多くあります。

また、当機構は、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援する海外投融資を実施しています。2024 年度は、計 8 件の投融資案件を新規に承諾しました。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応できない案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

当機構は有償資金協力業務においても、国際社会の共通目標である SDGs や、日本政府の「開発協力大綱」を踏まえ、「質の高い成長」、「平和構築の推進」、「地球規模課題への取り組みの強化」等に貢献する分野への支援を積極的に行ってきました。支援地域は、日本と地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、幅広い国と地域を支援しています。

また、2015 年に行われた ASEAN ビジネス投資サミットにおいて、「質の高いインフラパートナーシップ」を踏まえた円借款・海外投融資の制度拡充策が日本政府から発表され、2016 年に開催された G7 伊勢志摩サミットでは、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」が発表されました。さらに、2019 年に開催された G20 大阪サミットでは「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」が承認されました。これらを受けて、当機構は財務健全性を確保することを前提としてドル建て借款やハイスpek 借款の適用、STEP（本邦技術活用条件）制度の改善やドル・ユーロ・現地通貨建て海外投融資等、円借款・海外投融資の利便性のさらなる向上に取り組んでいます。

円借款対象国所得階層別分類

2026 年 4 月改定

所得階層	一人当たり GNI	
L D C かつ 貧 困 国 (US\$ 1,135 以下)		アフガニスタン、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニアビサウ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
L D C 又は 貧 困 国 (US\$ 1,135 以下)		アンゴラ、カンボジア、ギニア、キリバス、コモロ、ザンビア、ジブチ、 <u>シリア</u> 、セネガル、ソロモン諸島、タンザニア、ツバル、ネパール、 <u>ハイチ</u> 、 <u>バングラデシュ</u> 、東ティモール、ベナン、ミャンマー、モーリタニア、ラオス、レソト
低・中所得国	US\$ 1,136 以上	<u>インド</u> 、 <u>ウズベキスタン</u> 、 <u>エジプト</u> 、 <u>エスワティニ</u> 、 <u>ガーナ</u> 、 <u>カメルーン</u> 、 <u>キルギス</u> 、 <u>ケニア</u> 、 <u>コートジボワール</u> 、 <u>コンゴ共和国</u> 、 <u>サントメ・プリンシペ</u> 、 <u>ジンバブエ</u> 、 <u>スリランカ</u> 、 <u>タジキスタン</u> 、 <u>チュニジア</u> 、 <u>ナイジェリア</u> 、 <u>ニカラグア</u> 、 <u>パキスタン</u> 、 <u>バヌアツ</u> 、 <u>パプアニューギニア</u> 、 <u>フィリピン</u> 、 <u>ブータン</u> 、 <u>ベトナム</u> 、 <u>ボリビア</u> 、 <u>ホンジュラス</u> 、 <u>ナミビア</u> 、 <u>ミクロネシア</u> 、 <u>モロッコ</u> 、 <u>ヨルダン</u> 、 <u>レバノン</u>
	US\$ 4,495 以下	
中進国以上	US\$ 4,496 以上	アゼルバイジャン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、イラク、イラン、インドネシア、 <u>ウクライナ</u> 、 <u>エクアドル</u> 、 <u>エルサルバドル</u> 、 <u>ガイアナ</u> 、 <u>カザフスタン</u> 、 <u>カーボベルデ</u> 、 <u>ガボン</u> 、 <u>北マケドニア</u> 、 <u>キューバ</u> 、 <u>グアテマラ</u> 、 <u>グレナダ</u> 、 <u>コスタリカ</u> 、 <u>コソボ</u> 、 <u>コロンビア</u> 、 <u>サモア</u> 、 <u>ジャマイカ</u> 、 <u>ジョージア</u> 、 <u>スリナム</u> 、 <u>赤道ギニア</u> 、 <u>セルビア</u> 、 <u>セントビンセント・グレナディーン</u> 、 <u>セントルシア</u> 、 <u>タイ</u> 、 <u>ドミニカ共和国</u> 、 <u>ドミニカ国</u> 、 <u>トルクメニスタン</u> 、 <u>トルコ</u> 、 <u>トンガ</u> 、 <u>ナウル</u> 、 <u>ニウエ</u> 、 <u>パナマ</u> 、 <u>パラオ</u> 、 <u>パラグアイ</u> 、 <u>フィジー</u> 、 <u>ブラジル</u> 、 <u>ベネズエラ</u> 、 <u>ベラルーシ</u> 、 <u>ペリீズ</u> 、 <u>ペルー</u> 、 <u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u> 、 <u>ボツワナ</u> 、 <u>マーシャル諸島</u> 、 <u>マレーシア</u> 、 <u>南アフリカ</u> 、 <u>メキシコ</u> 、 <u>モーリシャス</u> 、 <u>モルディブ</u> 、 <u>モルドバ</u> 、 <u>モンゴル</u> 、 <u>モンテネグロ</u> 、 <u>リビア</u>

(注 1) 下線が付された国は 2026 年 4 月時点で STEP が適用可能な国。

(注 2) LDC かつ貧困国からの所得階層移行に伴う激変緩和措置のため、ギニア、ザンビアは、LDC かつ貧困国の供与条件が適用される。

③ 無償資金協力（JICA 法第 13 条第 1 項第 3 号）

無償資金協力は、開発途上国に資金を贈与し、開発途上国が経済社会開発のために必要な施設を整備したり、資機材を調達したりすることを支援する形態の資金協力です。返済義務を課さない資金協力であるため、開発途上国のなかでも、所得水準の低い国を中心に実施されます。

支援内容としては、病院の建設、安全な水を供給するための給水施設の整備、学校の建設、農村・農業開発を促進するための灌漑施設の整備等の基礎生活分野や、道路や橋等の社会基盤の整備、環境保全を推進するための設備や人材育成等、開発途上国の国づくりの基礎となる活動を支援しています。近年はこれらに加えて、開発途上国の平和構築、ビジネス環境の整備、防災・災害復興や気候変動対策等への支援も行っています。また、無償資金協力によって整備された施設等が持続的に活用されるように、運営維持等に関する技術指導（ソフトコンポーネント）が実施される場合もあります。

④ JICA ボランティア事業（JICA 法第 13 条第 1 項第 4 号の一部）

JICA ボランティア事業は、開発途上国からの要請に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て派遣するものです。派遣の主な目的は、（1）開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、（2）異文化社会における相互理解の深化と共生、（3）ボランティア経験の社会還元です。2026 年 3 月末時点で、JICA ボランティアプログラムすべての累計派遣者数は 5 万 8,319

名です。JICA 海外協力隊の種類は、以下のように大別され、なかでも、青年海外協力隊は事業発足以来 60 年を超える長い歴史があります。

(i) 青年海外協力隊/海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を支援するものです。協力隊員は開発途上国に滞在し、受入国の人々と生活をともにしながら協力活動を行います。協力分野は、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の 9 分野、職種は 177 種と多岐にわたります。46 歳以上の方は海外協力隊として派遣されます。

(ii) シニア海外協力隊

幅広い技術や豊かな職業経験をもつ人材を募り、開発途上国からの一定以上の経験・技能等が必要な要請に応じて派遣するものです。協力分野は青年海外協力隊/海外協力隊と同様、多岐にわたります。

(iii) 日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊

中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献するものです。日系社会シニア海外協力隊は、一定以上の経験・技能等が必要な要請に応じて派遣するものです。

⑤ 国際緊急援助（JICA 法第 13 条第 1 項第 6 号及び第 2 項）

大規模な災害が発生した際、特に開発途上国の多くは、経済・社会基盤が脆弱であるため、十分な救援活動を行えないのが実情です。こうした課題にこたえるべく、日本はこれまでの豊富な経験と技術を生かし国際緊急援助を行っています。

1979 年に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まり、1987 年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（通称 JDR 法）が制定されました。これにより、医療チームに加え、救助チーム、専門家チームの派遣も開始され、当機構が派遣実務を担うことが法的に整理されました。また、この JDR 法の制定に併せ、当機構は緊急援助物資供与事業も開始しました。現在、世界 5 カ所に緊急援助物資用の備蓄倉庫を設置しています。

1992 年には JDR 法が改正され、国際緊急援助隊として自衛隊部隊の派遣も可能になりました。なお、この JDR 法の改正により、同年に施行・公布された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（通称 PKO 協法力）との関係も整理されました。紛争に起因する災害は PKO 法で対応し、内閣府国際協力平和本部が実務を司り、それ以外の災害（自然災害、ビル倒壊等の人為的災害）は JDR 法で対処することになり、当機構が外務大臣の派遣命令を受けて、以下の国際緊急援助隊を派遣しています。

国際緊急援助隊の事務局機能は JICA 国際緊急援助隊事務局が担っています。

(i) 救助チーム

被災地での被災者の捜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、外務省、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員、医療従事者、構造評価専門家、当機構職員から構成され、政府の派遣決定から迅速に日本を出発する準備を整えています。

(ii) 医療チーム

医療チームは、被災者の診療又は診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、個人の意思で登録している医師、看護師、薬剤師、調整員等から編成されます。隊の構成は、被害状況や被災国のニーズに応じて、柔軟に対応できるよう体制を整えています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長い活動です。

(iii) 専門家チーム

専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。たとえば、地震の被災国における建物の耐震性診断や、噴火の恐れがある火山の調査及び噴火予測や被害予

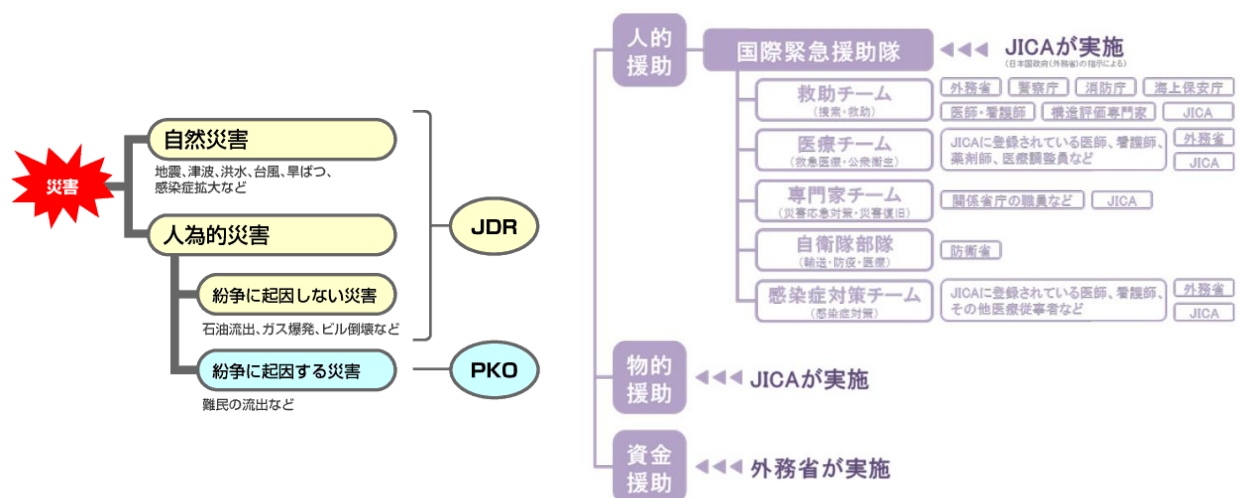
測等の活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁、地方自治体や民間企業の技術者や研究者等で構成されています。

(iv) 自衛隊部隊

大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動（医療・防疫、給水）や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。

(v) 感染症対策チーム

2014年に西アフリカで感染が拡大したエボラ出血熱への対応を踏まえ、2015年10月に新たに設立されたチームです。このチームは感染症に関する幅広い支援を実施するため、「疫学」、「検査診断」、「診療・感染制御」、「公衆衛生対応」の4つの専門機能と、自己完結型の活動を行うための「ロジスティック」を合わせた5つの機能から構成されます。



⑥ 研究活動（JICA 法第 13 条第 1 項第 8 号）

2008年10月の新JICAの発足にともない新たに設置された「JICA 研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。開発途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を通じて、開発途上国の開発課題の解決を支援する当機構の事業戦略に貢献していくことを目指しております。

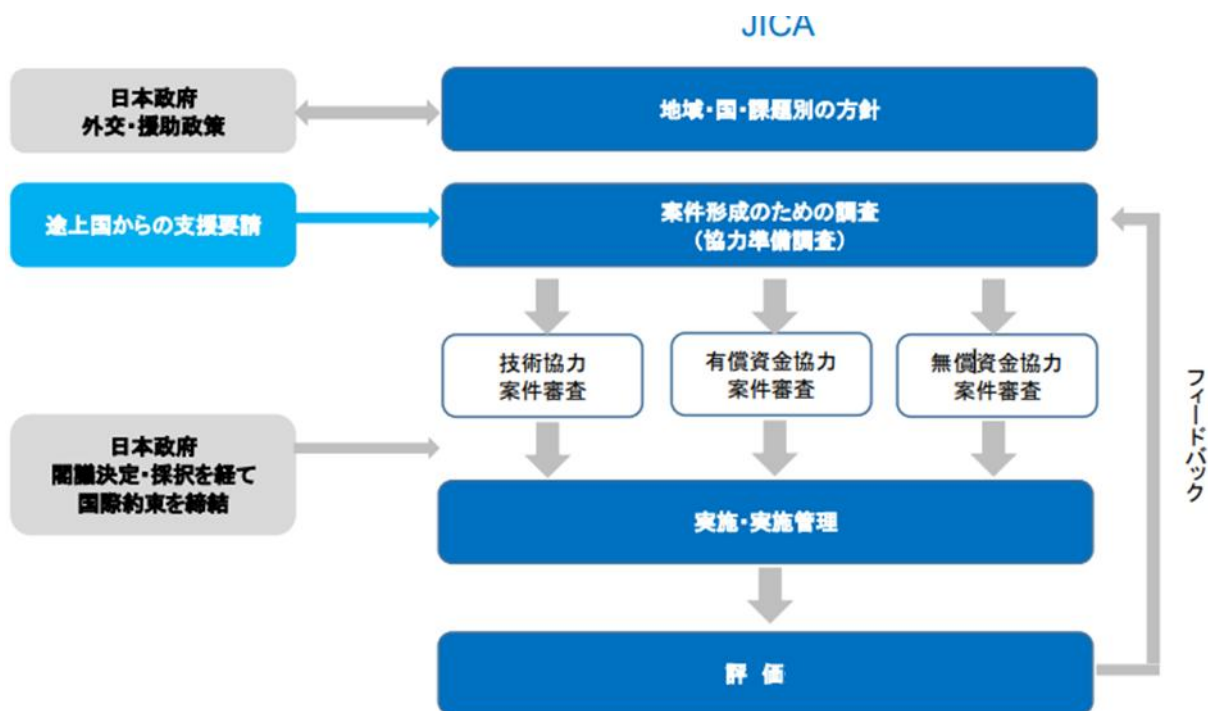
JICA は、故緒方貞子氏の功績を称え、2020年4月1日付で、「JICA 研究所」の名称を「国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所」（略称：JICA 緒方研究所）に変更いたしました。

(2) 業務フロー

① 日本政府の政策と JICA の事業実施

当機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という ODA の 3 つの手法を一元的に実施する機関として、政府が策定する ODA 政策・戦略に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。

JICA の業務フロー



（注）有償資金協力のうち海外投融資の業務フローは以下をご確認ください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/flow.html

② プロジェクトのPDCA サイクルと事業評価

PDCA サイクルとは、事業活動の継続的な改善を目的としたマネジメントサイクルであり、Plan、Do、Check、Action の4ステップからなります。JICA の事業評価は、援助スキームにかかわらず、プロジェクトのPDCA サイクルと一体不可分の関係にあります。支援の期間や効果発現のタイミング等といった援助スキームの特性を考慮しながら、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックに至るまで、一貫した枠組みによるモニタリングと評価を実施しています。このようにPDCA サイクルの各段階でモニタリングと評価を行うことにより、プロジェクトの開発効果の向上に努めています。国際的な事業評価基準である経済開発協力機構援助委員会（OECD-DAC）の評価基準の改定を踏まえ、2021 年度より新しい事業基準に基づき事業評価を実施しています。個別事業（有償資金協力、無償資金協力、技術協力）の事前評価及び事後評価結果は JICA のホームページで公表しています。また、事業評価にかかる取り組みや事業の評価結果についてわかりやすく公表するため、事業評価年次報告書を作成・発行しています。

（事業評価案件検索）

<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

（事業評価年次報告書）

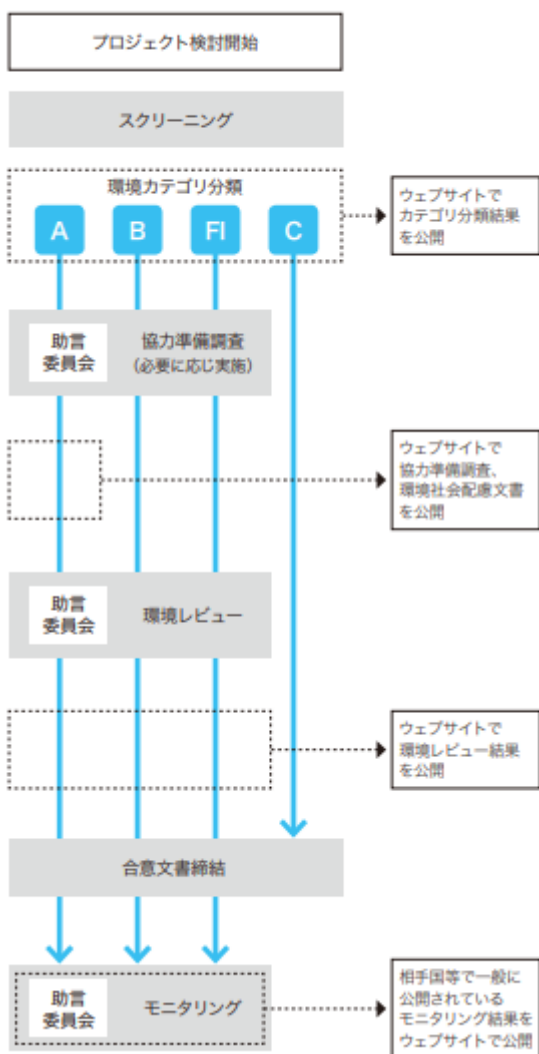
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/index.html



③ 環境社会配慮ガイドライン

当機構は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を指針とし、業務運営を行っています。開発途上国向けの協力事業の環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、ガイドラインに基づき適切な環境社会配慮が実施されるよう支援し、確認しています。その一環として、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。

さらに、透明性と説明責任を確保するため、環境社会配慮助言委員会の議事録や相手国等が作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。また、ガイドライン遵守を確保するために、異議申立手続を整備しています。



ガイドラインは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を4つのカテゴリ（下図）に分類する「スクリーニング」、事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります（左図）。各工程においては、説明責任と多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国等の協力の下で積極的に行っています。環境レビューにおいては、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性がある事業について、相手国等から提出された環境社会配慮文書等に基づき、事業がもたらす可能性のある負の影響を確認し、これを回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価しています。

環境カテゴリ分類

カテゴリ A	環境や社会に、重大で望ましくない影響を及ぼす可能性があるプロジェクト。具体的には、大規模なエネルギー開発やインフラ整備など影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、大規模な住民移転や森林伐採など、影響を及ぼしやすい活動を含むプロジェクト、そして、自然保護区や先住民族の生活区域など影響を受けやすい地域で行われるプロジェクトが含まれる
カテゴリ B	環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAと比べて小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリ C	環境や社会への望ましくない影響が、最小限、またはほとんどないと考えられるプロジェクト
カテゴリ FI	JICAの融資等が金融仲介者 (Financial Intermediary) 等に対して行われ、JICAの融資承諾後に金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICAの融資承諾 (あるいはプロジェクト審査) 前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

なお、JICAは2022年1月にガイドラインを改正し、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公表の取り組みを盛り込みました。2022年1月4日付で「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月版)を公布し、2022年4月1日付で施行しています。

(注) 2022 年 4 月 1 日以降に要請を受領した案件は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月版)を適用しています。2022 年 3 月 31 日以前に要請を受領した案件には、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月版)、2010 年 6 月 30 日以前に要請を受領した案件には、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」(2002 年 4 月制定)及び「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004 年 4 月制定)を適用しています。

(国際協力機構環境社会配慮ガイドライン)

<https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline/index.html>

3-3. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

① 区分経理

当機構は、JICA 法第 17 条により、

(ア) 後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（一般勘定）、

(イ) 有償資金協力業務に係る勘定（有償資金協力勘定）

に区分して経理を行っております。

② 会計基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第 38 条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 28 条に基づき、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし、同条第 3 項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができることとされています。また、中期目標の期間の最終年度においては、JICA 法第 31 条第 1 項に基づき、積立金のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができることとされており、残余があるときは同条第 2 項の規定により国庫納付します。

② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は JICA 法第 31 条第 4 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残余がある場合には同条第 7 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

当機構有償資金協力勘定における準備金積立額と国庫納付額

(単位：百万円)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
利益金	22,811	54,348	73,486	29,028	47,103
(準備金積立額)	22,811	54,348	73,486	29,028	47,103
(国庫納付額)	-	-	-	-	-

(3) 資金調達の概要

① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っておりません。

一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政融資資金借入金、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

(i) 財政融資資金借入金

2026 年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金使途
固定	15 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 12,616 億円)	借入期間に応じ、国債の流通利回りを基準として、償還方法や据置期間等の償還形態の違いを反映した上で財務大臣が決定	有償資金協力業務
固定	20 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 0 億円)		
固定	25 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 0 億円)		
固定	30 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 0 億円)		
固定	35 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 0 億円)		
固定	40 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 0 億円)		

(ii) 国際協力機構債券

当機構は、JICA 法第 32 条及び第 34 条の規定に基づき、国際協力機構債券（政府保証外債、財投機関債）の発行を行っています。国際協力機構債券の発行による調達資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当されます。

(a) 政府保証外債

当機構は 2014 年より政府保証外債の発行を開始し、2026 年 6 月末までに合計 82.3 億米ドルを発行しました。

政府保証外債の発行実績

https://www.jica.go.jp/about/investor/bond_gov/result.html

(b) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定では財投機関債による資金調達を行っておりませんでした。当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、財投機関債の発行を開始し、2026 年 6 月末までに合計 10,270 億円を発行いたしました。

財投機関債の発行実績

<https://www.jica.go.jp/about/investor/bond/result.html>

(iii) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定の 2021 年度～2025 年度の資金調達実績及び 2026 年度の予算は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
	実績	実績	実績	実績	実績	予算
財政投融资	5,874	11,395	16,164	11,900	15,615	16,216
うち財政融資資金借入金	5,241	10,247	14,491	10,334	14,199	12,616
うち政府保証外債	633	1,148	1,673	1,566	1,416	3,600
政府一般会計からの出資金	470	471	478	813	584	503
財投機関債	600	800	650	540	380	800
回収金等によるその他自己資金等	6,938	5,233	4,443	5,017	4,029	5,681
合 計	13,882	17,899	21,729	18,270	20,608	23,200

4. 関係会社等の状況

4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等による当機構の関連会社、関連公益法人等に該当する法人については、本説明書「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1. 令和7 事業年度財務諸表」に掲載されている「令和7 事業年度財務諸表（有償資金協力勘定）、附属明細書(13)関連会社及び関連公益法人等の情報」及び「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1 令和7 事業年度財務諸表」に掲載されている「令和7 事業年度財務諸表（法人単位）、附属明細書(18)関連会社及び関連公益法人等の情報」をご参照ください。

4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること（海外投融資）が含まれます（JICA 法第13 条第1 項第2 号ロ）。当機構の出資案件は次表のとおりです。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応が困難な案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

(2) 【参考】当機構の主要な出資案件は、以下のとおりです。(2025 年 3 月 31 日時点)

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	資本金	出資比率(%)	相手国又は対象地域
アマゾンアルミナ・アルミニウム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニウム株式会社	アマゾン地域におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	1978 年 8 月	58,565 百万円	29.0	ブラジル
サウジアラビアメタノール製造合弁事業	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	1979 年 12 月	2,310 百万円	30.3	サウジアラビア
サウジアラビア石油化学製品製造合弁事業	サウディ石油化学株式会社	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	1981 年 6 月	14,200 百万円	37.1	サウジアラビア
バングラデシュ KAFCO 肥料製造合弁事業	カフコジャパン投資株式会社	バングラデシュ・チッタゴン市における尿素及びアンモニアの製造	1990 年 7 月	5,024 百万円	46.4	バングラデシュ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ株式会社	南スマトラ州ムアラエニム県におけるユーカリの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプの生産・販売	1995 年 4 月	100 百万円	42.7	インドネシア
日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund	ASEAN 諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融資	2016 年 10 月	35,972 百万円	24.9	東南アジア
イーストウエスト医科大学病院事業	Ship Aichi Medical Service Limited ①	バングラデシュ・ダッカにおける民間総合病院の設立・運営	2019 年 5 月	4,781 百万円	14.6	バングラデシュ

(注) 主要な出資案件とは、当機構出資比率が 20%以上等の事業をいう。

5. 職員の状況

	2026 年 1 月 1 日現在
職員数	2,000 名

第2 事業の状況

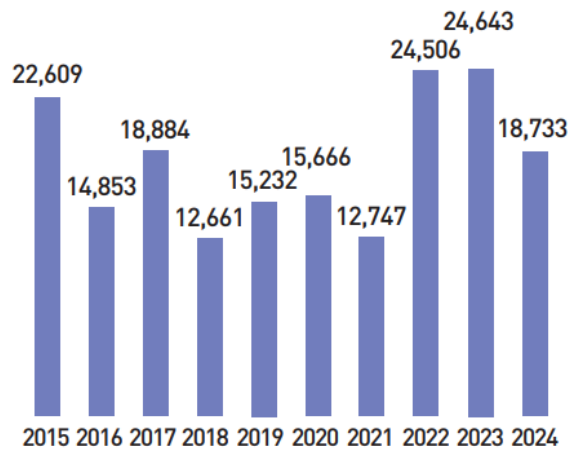
1. 2024年度の事業概要

① 総括

当機構事業実績として（注1）、2024年度の有償資金協力承諾額（注2）は18,733億円であり、前年度比24.1%（5,910億円）減となりました。無償資金協力の事業規模（注3）は2024年度総額1,046億円と前年度比32.7%（507億円）減となりました。技術協力経費（注4）の2024年度実績は2,041億円であり、前年度比7.9%（150億円）増でした。

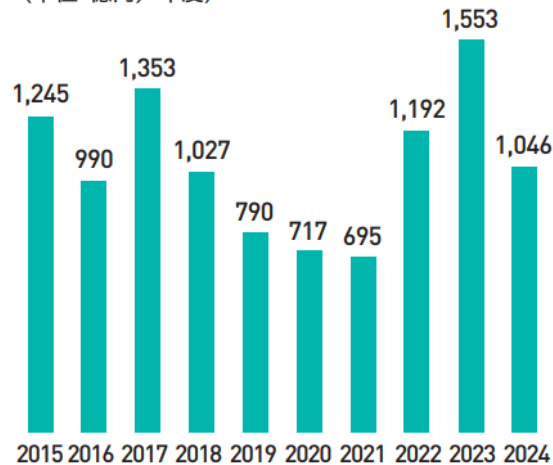
有償資金協力承諾額の推移

（単位：億円／年度）



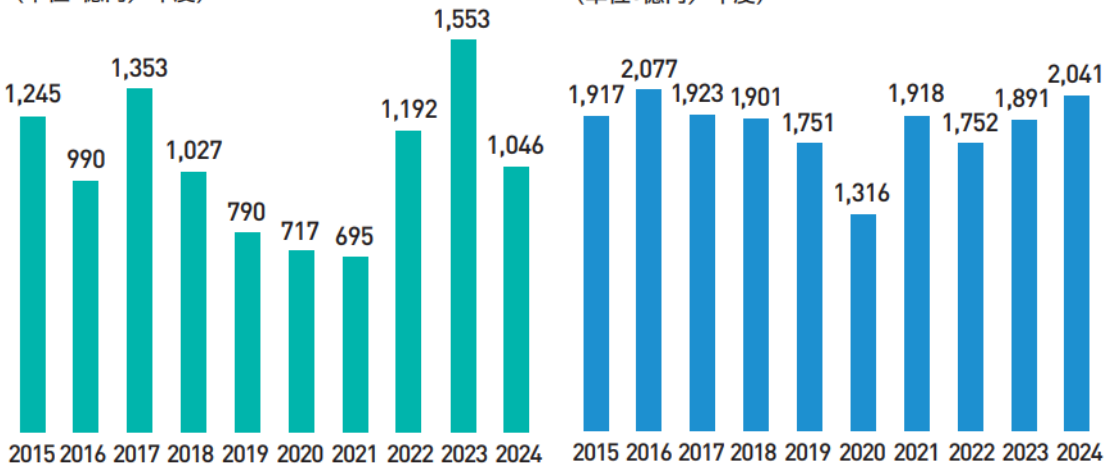
無償資金協力の事業規模の推移

（単位：億円／年度）



技術協力経費の推移

（単位：億円／年度）



（注1）図表及び本文中の各実績額は小数第1位四捨五入のため、合計値が合わないことがあります。

（注2）円借款、海外投融資（貸付・出資）の承諾額。

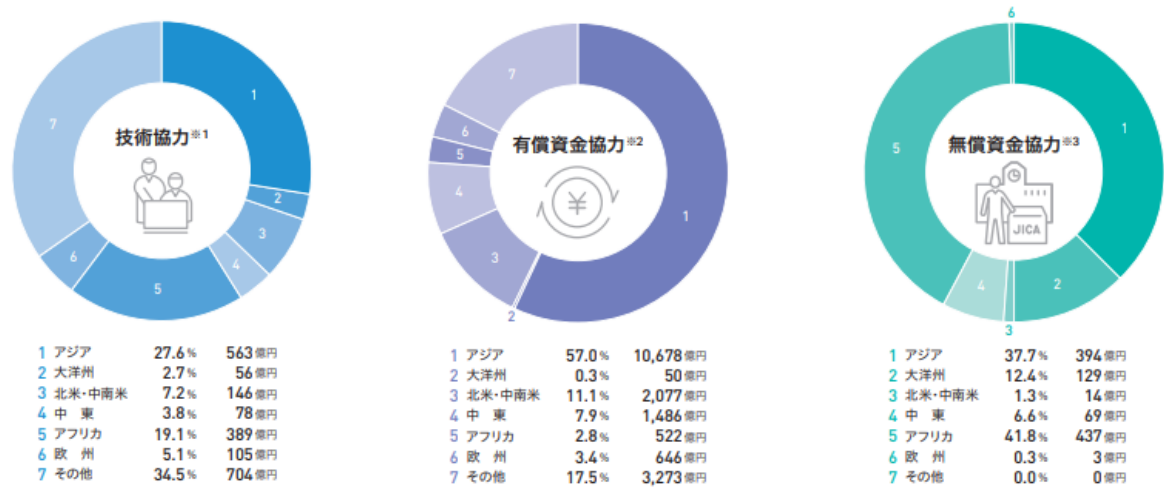
（注3）贈与契約（G/A）が締結された案件の供与限度額。

（注4）有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績。

（出所：国際協力機構 2025年度統合報告書）

② 地域別の実績構成比

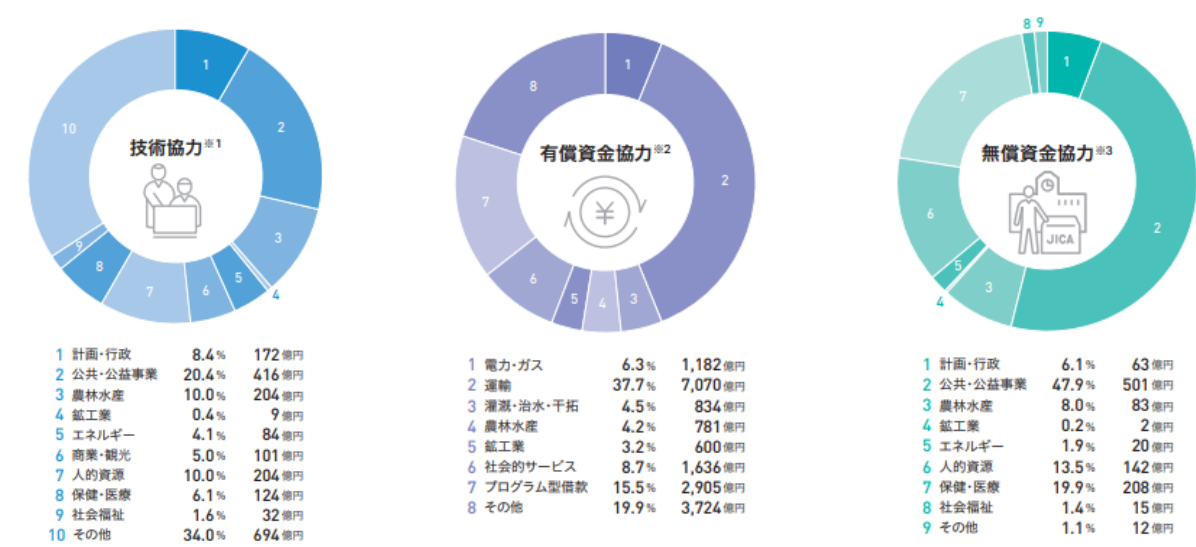
下表は、2024 年度に当機構が実施した技術協力、有償資金協力、無償資金協力の地域別の実績を表しています。なお、「その他」には、国際機関や国・地域をまたぐもの（全世界）等が含まれています。



※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。※2 円借款、海外投融資（貸付・出資）の承諾額。※3 贈与契約（G/A）が締結された案件の供与限度額。
（出所：国際協力機構 2025 年度統合報告書）

③ 分野別の実績構成比

下表は、2024 年度の分野別の実績構成比（金額ベース）を示しています。



※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。※2 円借款、海外投融資（貸付・出資）の承諾額。※3 贈与契約（G/A）が締結された案件の供与限度額。
（出所：国際協力機構 2025 年度統合報告書）

2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 当機構のミッションとビジョン

JICA のミッションは、開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現することです。このミッションのもと、「信頼で世界をつなぐ」をビジョンに掲げ、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えてその実現を目指します。



(2) 中期計画

JICAは通則法第30条に則り、5年間のサイクルで定める中期計画に基づき業務運営を行っています。2022年度より開始した第5期中期計画（2022～2026年度）では、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な枠組みと開発協力大綱（2015年閣議決定）で掲げる4つの重点課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献等に関する計画を設定しています。加えて、第5期中期計画では、「①「自由で開かれたインド太平洋」の実現、国際社会でのリーダーシップの発揮、②国の発展を担う親日派・知日派リーダーの育成、③気候変動・環境への取り組みの強化、④我が国社会経済の活性化及び内なる国際化への貢献」に関する取り組みをより一層強化することとしています。

これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制等についても具体的に示しています。これらの計画を達成するための取り組みを通じ、JICAは今後も開発課題の解決やわが国の国益への貢献といった国内外から期待されている役割を果たしていきます。

(3) ODAに関する政策・国際公約の遂行

当機構は、我が国のODAを一元的に行う実施機関として、開発協力大綱をはじめとする関連政策、及び国内外の情勢や各種公約を踏まえ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献すべく、効果的な開発協力事業の実施に取り組んでいきます。

① ODAに関する主な政策

・「開発協力大綱」（2023年6月9日閣議決定）

政府開発援助（ODA）大綱（1992年6月閣議決定、2003年改定）は我が国のODA政策の根幹をなす文書として重要な役割を果たしてきましたが、我が国のODAが更なる進化を遂げるべく政府開発援助（ODA）大綱が改訂され2015年に開発協力大綱が閣議決定されました。開発協力大綱では、グローバル化に伴う課題やリスクが増大し、紛争等により脆弱になる国がある一方で、新興国が台頭する等、開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発分野での新興国や民間資金のプレゼンスがますます増大しつつあるなかでの日本の開発協力の方向性が示されています。2023年6月、外務省は2015年策定時から大きな情勢の変化を踏まえ、時代に即した形で開発協力の在り方をアップデートし、一層効果的・戦略的に実施するため、大綱を改定しました。

「開発協力大綱」（改定、2023年6月閣議決定）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100514690.pdf>

「開発協力大綱」（2015年2月閣議決定）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072774.pdf>

・「国家安全保障戦略」（2022年12月16日閣議決定）

同戦略は我が国の国家安全保障に関する基本方針として定められ、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させ、国際社会の共存共栄を実現するための手段としてODAを活用し、地球規模課題の解決等を実践していくことが示されています。

「国家安全保障戦略」（2022年12月閣議決定）

<https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou.html>

・「インフラシステム海外展開戦略2030」（2024年12月）

同戦略は日本経済の成長に向けて新興国等の膨大なインフラ需要を我が国の成長に取り込むために、ODAを含む官民一体となった取り組みを推進していくことを示した従来の「インフラシステム輸出戦略」を抜本的に見直し、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、今後5年間を見据えた新たな目標を掲げた新戦略です。新戦略の目的は下記3本柱とされています。

（1）相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化

- (2) 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保
- (3) GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応

「インフラシステム海外展開戦略 2030」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/keikyou/index.html>

② ODA に関する国際公約

・「持続可能な開発目標(SDGs)」(2015 年 9 月)

2015 年 9 月に国連持続可能な開発サミットにおいて、「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の後継である「持続可能な開発目標(SDGs)」を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。MDGs では、「社会」(教育、保健、ジェンダー平等等)に関するゴールが多くを占めていましたが、SDGs では、その後顕在化した格差、気候変動、都市問題等の課題の解決を目指し、「誰一人取り残さない」の考え方の下に、「環境」(エネルギー、気候変動、持続可能な生産と消費等)及び「経済」(経済成長・雇用、インフラ・産業等)に関するゴールが追加されており、「社会」、「環境」、「経済」の 3 側面に配慮しつつ、政府、国際機関、市民社会、民間セクター等の連携を一層強化し、持続可能な開発を目指すことが示されています。

「持続可能な開発目標(SDGs)」

<http://www.un.org/development/desa/dest/2030agenda/>

(4) サステナビリティに関する取り組み (JICA サステナビリティ方針)

JICA は、2023 年 10 月に「JICA サステナビリティ方針」を公表しました。また、2026 年 3 月には、パリ協定の目標実現に向け、JICA の組織及び事業の両面での取り組みを加速するべく、「パリ協定の目標達成に向けた移行計画」を制定・公表しました。これらの方針及び計画に基づき、気候変動を含むサステナビリティを推進していきます。

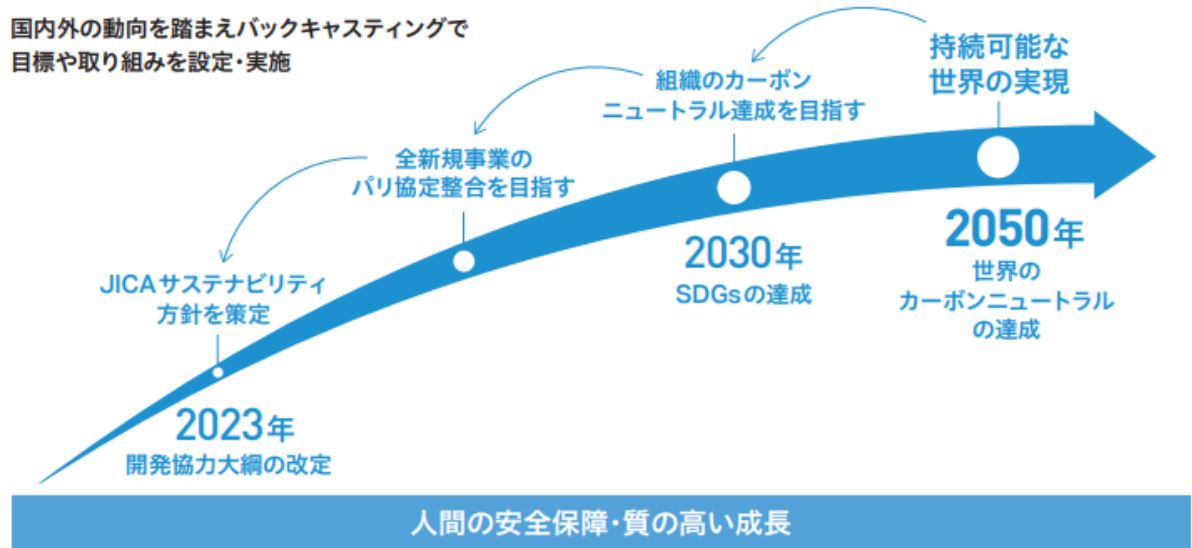
「JICA は、「人間の安全保障」の理念に基づき、「質の高い成長」を通じた持続可能な世界の実現に向けて取り組んできました。急速に変化する世界情勢下で、開発協力において JICA が果たすべき役割は、より一層重要となっています。「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下、経済・社会・環境の三側面が調和し、将来世代に負担を残さない「持続可能な世界の実現」を目指します。

JICA は開発途上国の SDGs 達成を支援する組織です。その名に恥じぬよう自らの組織運営も見直し、持続可能な世界を目指す一員として、取るべきアクションを迅速に実行します。新しい開発協力大綱の下、JICA は、以下を重点的に推進していきます。

- ・ 気候変動対策として、全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指します※1。
- ・ 気候変動を軽減する緩和策とともに、気候変動にも強靱な社会の実現に向けた適応策を実施し、開発途上国の社会全体のトランジションを支援します。
- ・ 地球環境の保全は未来に対する責任であり、海洋環境・森林・水資源の保護等の自然環境保全の取り組みを強化し、生物多様性の主流化を推進していきます。
- ・ 基本的人権を尊重するとともに、ジェンダー平等を含むダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進し、多様な人材が活き活きと活躍し、成長できる機会と環境を創ります。
- ・ 国際開示基準を踏まえた正確かつ透明性のある情報開示を行います。
- ・ 日本政府による「2050 年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、2030 年までに組織のカーボンニュートラル達成※2 を目指します。
- ・ サステナビリティ委員会及びサステナビリティ推進室を軸に、サステナビリティ推進に向けたガバナンスと組織全体による取り組みを一層強化します。

複雑に絡み合った課題を一国だけで解決することはできません。このような取り組みを通し、開発途上国等の様々なパートナーとの信頼を築き、課題解決に向けた協働・共創を加速して、よりよい世界の実現に貢献していきます。」

- ※1 パリ協定は 2015 年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択、2016 年に発効した気候変動問題に関する国際的枠組み。JICA として、全新規事業を同協定に整合させることを目指し、2023 年から整合プロセスの準備を開始し、迅速かつ段階的に取り組み中。
- ※2 温室効果ガス排出量算定・報告の国際基準である GHG プロトコルの Scope1 及び 2 を対象（本部・国内拠点のみ、在外拠点は段階的に検討）とします。



サステナビリティに対する具体的な取り組み・事業例は、当機構の報告書もご参照ください。

「国際協力機構 2025 年度統合報告書」（2025 年 11 月公表）

https://www.jica.go.jp/about/disc/report/2025/_icsFiles/afieldfile/2025/12/11/2025121101.pdf

(5) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は2026年7月31日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的な様々なリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

有償資金協力業務（円借款等）を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の様々なリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。当機構は、このように様々なリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応に努めておりますが、当該リスクが顕在化した場合は、当機構の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状態の悪化等により資産（オフ・バランス含む）の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府、政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

米国の関税政策の変更等がもたらす世界経済や資源価格、国際金融環境への影響や、ウクライナや中東における紛争等の地政学的リスクといった複合的な事象も踏まえて、国際通貨基金（IMF）の見通し等も参照しつつ評価しております。

地政学リスクの動向と影響、国際金融環境の変化及び債務者を取り巻く政治・経済状況の変化等、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されるものの、現時点においては、2026年度に保有している貸付金等の当面の信用リスクは過去と同程度という仮定に基づいて貸倒引当金を計上しています。今後、当機構の債務者の中長期の財政及び国際収支状況等が想定を超えて変化する事象等が生じる場合には、債務者区分の変更等を通じて2026年度以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

(i) 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用する等、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しも行っています。

(ii) 資産自己査定

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を、回収不能となる危険性、又は価値の毀損に関する危険性の度合に応じて区分する取り組みです。信用リスク管理の手段であり、償却・引当の適時適切な実施のためにも必要です。JICA は一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程等を整備して資産自己査定を実施するとともに、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。

(iii) 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加え、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、長期の貸出、開発途上国や新興国向けのソブリン融資が大半というローン・ポートフォリオの特徴、パリクラブ等の国際的支援の枠組み（公的債権者固有の債権保全メカニズム）等を織り込んだ独自の信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。JICA の長期にわたる固定金利貸付に起因する金利リスクについては、金利変動による不利な影響を生じる可能性があることから、資産及び負債の統合的管理（Asset Liability Management; ALM）に基づいた適正な負債調達と政府出資金受入や利益剰余金積立による自己資本の備え等により、吸収力を高めています。また、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。

金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じた担保徴求により、適切に管理しています。外貨建て貸付や外貨返済型円借款等に伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務による資金調達や通貨スワップ等を利用して、回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資では、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

③ 流動性リスク

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクを指します。資金繰りリスクとは、運用と調達期間のミスマッチや、予期せぬ回収遅延・支出増加により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場で取引できなくなる、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。

当機構では、財政投融資資金、政府保証外債及び財投機関債等の長期・安定的な資金調達を実施しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定する等、適切なリスク管理に努めています。

(2) その他のリスク

有償資金協力業務では、日本政府の政策に沿って、開発途上地域の経済成長や貧困削減に向け、円借款や海外投融資を通じた協力を行っており、その政策の実現に向けた貢献に伴う、利息収支の低下や附帯する業務の増加が、財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当機構において、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正等により生じるリスクをオペレーショナルリスクとしており、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

② 日本政府の政策の推進及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また当機構は、通則法、JICA 法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

(i) 「独立行政法人通則法」の改正について

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、2015 年 4 月 1 日より施行されています。また、同法及び同法の施行に併せて整備された政令・省令に基づき、同年 4 月 1 日付で業務方法書を改定すると共に、内部統制や監事の機能強化に係る規程を整備しました。引き続き、政省令や各種通知を踏まえつつ、当機構として適切に対応する所存です。

(ii) 行政事業レビューについて

2018 年度には、運営費交付金で実施している技術協力(開発協力の重点課題)が秋の行政事業レビューの対象となり、予算執行管理問題を受けた再発防止策の実施状況に係る継続的なモニタリングの必要性、コンサルタント選定の競争性の確保及び予算管理の徹底、国益に資する案件選定及び事業評価の実施の観点から国別開発協力方針の迅速な改定等のコメントを得ました。当機構は、本レビューにおけるコメントを真摯に受け止め、引き続き効率的・効果的な事業実施に取り組んでいます。

行政事業レビューについては内閣官房行政改革推進本部事務局のホームページで公表されています。

(内閣官房行政改革推進本部事務局)

<https://www.gyokaku.go.jp/review/review.html>

(iii) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013 年 12 月 24 日閣議決定)において、当機構が講ずべき措置としては以下 4 項目があげられています。

- ・ 中期目標管理型の法人とする。
- ・ 当機構と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。
- ・ 政府開発援助の事業が適正かつより効率的に実施されるよう、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を更に強化する。
- ・ 施設のさらなる利用促進に向けた取り組みを行い、稼働率の向上を図る。

当機構としては、同閣議決定で講ずべき措置とされた事項について、引き続き真摯に対応していく所存です。独立行政法人改革等に関する基本的な方針の取り組み状況については総務省のホームページで公表されています。

(総務省)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/dokuritu/02gyokan03_03000038.html

4. 財政状態及び経営成績の分析

4-1. 2025（令和7）事業年度財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

2025年度の当期総利益は、471億円（前年同期比181億円増）となりました。2025年度期末の資産合計は19兆9,132億円（前年度末比1兆5,397億円増）、負債合計は9兆3,406億円（同1兆4,248億円増）、純資産合計は10兆5,725億円（同1,148億円増）となりました。

(1) 損益計算書の概要

（単位：億円）

	2024 年度通期	2025 年度通期
貸付金利息	1,537	1,602
受取配当金	15	45
貸付手数料	41	38
貸倒引当金戻入	-	234
その他	317	303
経常収益合計	1,910	2,223
債券利息・借入金利息	991	1,048
業務委託費	197	179
金融派生商品費用	62	144
人件費・物件費	231	268
関係会社株式評価損	56	3
金銭の信託運用損	-	-
その他	81	110
経常費用合計	1,619	1,752
臨時損益	△0	△0
当期総利益	290	471

※ 四捨五入しているため、合計値が合わない箇所があります。

(2) 貸借対照表の概要

（単位：億円）

	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
現金及び預金	6,548	9,008
貸付金	176,068	187,414
貸倒引当金	△2,276	△2,042
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	871	871
貸倒引当金	△871	△871
投資有価証券・関係会社株式・ 金銭の信託	2,131	3,499
その他資産	1,264	1,253
資産合計	183,735	199,132
債券	16,696	17,773
財政融資資金借入金	61,616	71,713
その他負債	846	3,920
負債合計	79,158	93,406
政府出資金	84,254	84,838
準備金	19,832	20,122
当期末処分利益	290	471
評価・換算差額等	200	294
純資産合計	104,577	105,725

※ 四捨五入しているため、合計値が合わない箇所があります。

【参考】債権の状況

独立行政法人国際協力機構は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下「金融再生法」という。）の適用を受けませんが、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、資産自己査定を実施しています。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、開発途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意等）に基づき債務繰延べを行うことがあります（注 1）。この一時的な流動性支援のなかで、債務国は国際通貨基金（IMF）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意等により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先（要管理先）となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として要管理債権（貸出条件緩和債権）に分類しています。

（注 1）国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）等の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国は国際通貨基金（IMF）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、2026 年 3 月末時点で、債権者会議等において合意済かつ債務繰延契約締結済の対象元本残高は 740,245 百万円となっています。この金額には、2020 年 4 月に 20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明で発表された債務支払猶予イニシアティブ（及び 2020 年 10 月に合意した延長・2021 年 4 月に合意した再延長措置）に基づく債権者会議等での支払猶予が合意された後、同合意に基づいて当機構と債務国が支払猶予契約を締結した債権が含まれています。

銀行法及び金融再生法に基づく債権及び保全状況（注 2）

下表は、資産自己査定を踏まえ、銀行法及び金融再生法による開示基準（銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び金融再生法施行規則第 4 条）に基づき分類を行ったものです。

【債権】

(単位：百万円)

	2026 年 3 月末	2025 年 3 月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
危険債権	92,643	88,584	4,059
要管理債権	980,857	1,090,833	▲109,976
三月以上延滞債権	32,081	31,682	399
貸出条件緩和債権	948,776	1,059,151	▲110,376
小計 ①	1,073,500	1,179,417	▲105,917
正常債権 ②	17,790,857	16,553,827	1,237,030
合計 ③ = ①+②	18,864,356	17,733,244	1,131,112
①／③ (%)	5.69	6.65	▲0.96

※資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の債権及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

【保全額及び保全率】

(単位：百万円)

	2026 年 3 月末	2025 年 3 月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	-	-	-
うち担保・保証 (B)	-	-	-
うち貸倒引当金 (C)	-	-	-
保全率 (B) + (C) / (A) (%)	-	-	-
危険債権 (A)	92,643	88,584	4,059
うち担保・保証 (B)	-	-	-
うち貸倒引当金 (C)	92,643	88,584	4,059
保全率 (B) + (C) / (A) (%)	100.00	100.00	-
要管理債権 (A)	980,857	1,090,833	▲109,976
うち担保・保証 (B)	-	-	-
うち貸倒引当金 (C)	72,739	93,253	▲20,514
保全率 (B) + (C) / (A) (%)	7.42	8.55	▲1.13

※保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

※四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注 2) 各債権に含まれる繰延べ対象元本残高は、上表に掲げた危険債権額 92,643 百万円のうち 23,217 百万円、要管理債権額 980,857 百万円のうち 686,246 百万円、正常債権額 17,790,857 百万円のうち 30,781 百万円となっています。

4-2. 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

(1) 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは、財政投融资を活用している事業について、一定の前提条件（将来金利、事業規模等）を設定して将来キャッシュフロー（資金収支）等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したものです。

なお、算出された政策コストは、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担を示すものではありません（将来の資金移転を伴う財政負担は①のみ）。

当機構の 2026 年度政策コスト分析結果（2026 年 7 月財務省公表）は以下のとおりです。

政策コスト	分析期間
43,232 億円	48 年間

「政策コスト分析（令和 8 年度）」（財務省）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20260715/04.pdf

5. 経営上の重要な契約等

該当するものではありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

2025 年度は合計で 10,390 百万円の設備等支出を行いました。また、2025 年度中に処分した設備等の 2025 年度末帳簿価額合計は 6,883 百万円となっております（有償資金協力勘定のみ）。

2. 主要な設備の状況（2025 年度末）

（単位：百万円）

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資産	合計
		面積	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額
事務所・舎宅等	東京都他	8,353.59 m ²	6,612	2,068	1,145	0	9,989

（注）有償資金協力勘定のみ。

3. 設備の新設、除却等の計画

当機構の主要な設備等への支出・除却計画については中期計画等に基づき検討していきます。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度末比増減	年度末資本金残高	摘要
2008 年度末	7,390,856	7,474,189	旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額を含む。
2009 年度末	127,300	7,601,489	
2010 年度末	104,400	7,705,889	
2011 年度末	38,553	7,744,442	
2012 年度末	37,635	7,782,077	
2013 年度末	50,022	7,832,098	
2014 年度末	45,017	7,877,115	
2015 年度末	48,260	7,925,375	
2016 年度末	129,305	8,054,680	
2017 年度末	45,180	8,099,860	
2018 年度末	46,010	8,145,870	
2019 年度末	67,310	8,213,180	
2020 年度末	51,440	8,264,620	
2021 年度末	45,968	8,310,588	
2022 年度末	46,842	8,357,430	
2023 年度末	47,840	8,405,270	
2024 年度末	81,330	8,486,600	
2025 年度末	58,380	8,544,980	

(注) 当機構は、2003 年 10 月 1 日に独立行政法人国際協力機構として設立された際、政府（一般会計）からの出資金として、88,508 百万円を受入れております。

2. 役員の状況（2026年5月1日現在）

【役員の定数】 JICA法第7条の規定により、理事長1人、副理事長1人以内、理事8人以内、監事3人。

【役員の任期】 通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。

JICA法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。

【役員の氏名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	田中 明彦	2022年4月1日	2009年 東京大学副学長 2012年 国際協力機構理事長 2015年 東京大学東洋文化研究所教授 2017年 政策研究大学院大学長 2022年 国際協力機構理事長
副理事長	宮崎 桂	2024年5月23日	1992年 国際協力事業団採用 2014年 国際協力機構審査部次長 2016年 国際協力機構社会基盤・平和構築部 審議役 兼 ジェンダー平等・貧困削減推進室長 2018年 国際協力機構タイ事務所長 2020年 国際協力機構ガバナンス平和構築部長 2022年 国際協力機構理事
理事	安藤 直樹	2022年10月1日	1987年 国際協力事業団採用 2011年 政策研究大学院大学 特任教授 2015年 国際協力機構インドネシア事務所長 2019年 国際協力機構財務部長 2020年 国際協力機構企画部長
理事	八原 正夫	2023年10月1日	1992年 大蔵省 入省 2012年 経済協力開発機構日本政府代表部参事官 2016年 国税庁 調査査察部査察課長 2018年 独立行政法人国際交流基金 上級審議役 2020年 経済協力開発機構金融企業局金融調査・域外国支援室長
理事	原 昌平	2024年5月23日	1989年 海外経済協力基金採用 2017年 国際協力機構情報システム室長 2018年 国際協力機構南アジア部長 2020年 国際協力機構民間連携事業部長 2022年 国際協力機構企画部長
理事	小林 広幸	2024年12月1日	1996年 国際協力事業団採用 2010年 国際協力機構ルワンダ駐在員事務所長 2018年 国際協力機構四国支部長 2019年 国際協力機構青年海外協力隊事務局長 2022年 国際協力機構人事部長
理事	早川 友歩	2025年10月1日	1991年 海外経済協力基金採用 2016年 国際協力機構イラク事務所長 2018年 国際協力機構ナレッジマネジメント担当特命審議役兼人事部審議役 2020年 国際協力機構バングラデシュ事務所長 2022年 国際協力機構東南アジア・大洋州部長

理事	三井 祐子	2025年10月1日	1997年 国際協力事業団入団 2009年 国際協力機構南アジア部企画役 2012年 国際協力機構調達部契約第一課課長 2015年 国際協力機構パレスチナ事務所長 2022年 国際協力機構調達部（現・国際協力調達部）部長
理事	吉川 尚文	2025年10月1日	1997年 通商産業省（現・経済産業省）入省 2012年 （独）日本貿易保険営業第一部営業企画グループ長 2015年 経済産業省製造産業局国際プラント・インフラシステム・水ビジネス推進室長兼通商室長 2021年 経済産業省通商政策局欧州課長 2023年 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長
理事	吉田 昌弘	2025年10月1日	1997年 外務省入省 2015年 在英国日本国大使館 参事官 2018年 外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室長（後に公文書監理室長） 2020年 外務省欧州局西欧課長 2022年 外務省大臣官房在外公館課長 2024年 外務省アジア大洋州局地域政策参事官
監事	佐野 景子	2022年7月1日	1996年 国際協力事業団採用 2014年 国際協力機構人間開発部次長兼高等教育・社会保障グループ長 2015年 国際協力機構ケニア事務所長 2019年 国際協力機構沖縄センター所長 2021年 国際協力機構経済開発部長
監事	関口 典子	2022年7月1日	1994年 公認会計士登録 2015年 東京応化工業株式会社 社外取締役 2019年 ちふれホールディングス株式会社 執行役員 2021年 王子ホールディングス株式会社 社外監査役（現） 2022年 菱電商事株式会社（現 株式会社RYODEN） 社外監査役（現） 2023年 東京応化工業株式会社 社外取締役（監査等委員）（現） 2024年 株式会社RYODEN 社外取締役 監査等委員（現） 2026年 学校法人日本社会事業大学 監事（非常勤）（現）
監事	赤羽 貴	2022年12月1日	1989年 弁護士登録、アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所入所 1994年 米国 White & Case法律事務所 1997年 欧州復興開発銀行法務部 1999年 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー就任 2023年 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 マネジング・パートナー就任

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

当機構の主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び JICA 法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、主務大臣が選任する監事及び会計監査人の監査の他、会計検査院による検査、金融庁による検査（有償資金協力業務に限る。）を受けなければならないとされています。

詳細については本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府・国家機関等との関係について」をご参照ください。

(2) 業務運営の評価

当機構の各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績の評価は、2015 年 4 月 1 日に施行された改正通則法（第 32 条）により、主務大臣が行うこととなっております。主務大臣による評価に先立ち、当機構は中期計画（「中期計画」については本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府・国家機関等との関係について、③中期目標・中期計画について」ご参照）期間中の業務実績を毎年、自己評価を含む業務実績等報告書としてとりまとめ、主務大臣に提出、公表しています。また、主務大臣の評価結果は公表されることとなっています。

(3) 内部管理等の体制

(理事会の運営)

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

(監事監査)

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため理事会に出席し意見を述べることができます。なお、監事監査報告はホームページ上で公表しています。

（監事監査報告書（2014 年度以降））

<https://www.jica.go.jp/about/disc/settle/index.html>

（監事監査報告書（2013 年度以前））

<https://www.jica.go.jp/about/disc/audit/index.html>

(内部監査について)

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

(コンプライアンス態勢について)

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、副理事長を委員長とし、関係役員・部室長により構成されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取り組みを通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。また、2025 年 8 月に法務・コンプライアンス部を新設し、組織横断的な法務・コンプライアンス機能の強化に取り組んでいます。

(役員報酬について)

当機構が 2025 年度において役員に支払った報酬額は総額で 238,530 千円です。

(4) リスク管理について

金融業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の様々なリスクを伴います。当機構は開発援助機関として有償資金協力業務を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、当機構の有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準の確保を図ることを目的と定め、その目的に資するため有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、本説明書「第2 事業の状況、3. 事業等のリスク」をご参照ください。

第 5 経理の状況

1. 当機構の財務諸表

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

また、独立行政法人国際協力機構法第 28 条第 1 項に定める財務諸表は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書ですが、同条第 2 項に基づき、附属明細書をまた独立行政法人会計基準第 42 条に基づき作成する行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類を含めて掲載しています。

- (注1) 当機構は該当する特定関連会社を有していないことから、連結財務諸表は作成していません。
- (注2) 独立行政法人会計基準第 42 条に基づき作成する行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類は、事業年度ごとに作成しております。

1-1. 令和 7 事業年度財務諸表

当機構の令和 7 事業年度の財務諸表は、以下をご参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/disc/settle/r07/1582904_73193.html

1-2. 令和 6 事業年度財務諸表

当機構の令和 6 事業年度の財務諸表は、以下をご参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/disc/settle/r06/1571180_68149.html

1-3. 令和 5 事業年度財務諸表

当機構の令和 5 事業年度の財務諸表は、以下をご参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/disc/settle/r05/index.html>

第6 発行者の参考情報

1. 発行者の参考情報

当機構では、業務内容、財務状況等について下記のとおり開示しています。

資料の種類	開示方法・場所
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録)	・官報にて公告 ・本部にて備置 ・インターネット上に掲載
附属明細書	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
決算報告書	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書にかかるもの)	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
業務報告書(有償資金協力勘定)・事業報告書 (一般勘定) (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
「JICA PROFILE」	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
ホームページ (上記の資料に加え、国際協力機構関連法令、業務内容・実績、財務状況、投資家の皆様への情報、調査レポート等を掲載)	・インターネット上に開設

本部住所：〒102-8012
東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

2. 独立行政法人国際協力機構中期目標

当機構の中期目標（第5期中期目標（令和4年4月～令和9年3月））は、以下をご参照ください。

外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>)

3. 独立行政法人国際協力機構中期計画

当機構の中期計画（第5期中期計画（令和4年4月～令和9年3月））は、以下をご参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/chukikeikaku_202503henkou.pdf